

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
19	砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は工作物の新築・改築・移転または除却 ・竹木の伐採又は滑り出しもしくは地引きによる運搬 ・土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ・土砂又は砂礫の採取、集積または投棄 ・鉱物の採掘、集積又は投棄 ・芝草の掘取り ・その他、砂防指定地を阻害し、又は土石流を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	許可申請	<p>県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)</p>	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)